

宿 泊 約 款

（適用範囲）

第1条 つたや旅館（以下「当館」という。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関する契約（以下「宿泊契約」という。）は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込）

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- ① 宿泊者名および人数（大人、子供の別）
- ② 宿泊日および到着予定時刻
- ③ 宿泊料金（原則として【別表1】の基本宿泊料による。）
- ④ その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が宿泊中に前項②号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当館が承諾しなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第16条に規定する事態が生じたときは、違約金、賠償金の順序で充当し、残額があれば第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定による当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約は、その効力を失うものとします。
但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき
- ② 満室により客室の余裕がないとき
- ③ 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定もしくは公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- ④ 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき
- ⑤ 宿泊に関し、宿泊しようとする者より合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ⑥ 天災等の不可抗力に起因する事由および施設の故障その他やむをえない事由により宿泊させることができないとき
- ⑦ 兵庫県旅館業法施行条例第4条の規定に該当するとき

(宿泊者による宿泊契約の解除権)

第5条 宿泊者は、当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責に帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払い以前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、【別表2】に掲げるところにより違約金を申し受けます。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ宿泊客より到着予定時刻が当館に明示されている場合は、その時刻より2時間経過した時刻）になっても到着されないときは、その宿泊契約は、宿泊客より解除されたものとして処理することがあります。

(当館による宿泊契約の解除権)

第6条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定もしくは公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められたとき
- ② 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき
- ④ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
- ⑤ 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
- ⑥ 宿泊客が当館もしくは当館従業員に対して暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき
- ⑦ 宿泊客が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき（兵庫県旅館業法施行条例第10条の規定に該当するとき）
- ⑧ 天災等の不可抗力に起因する事由および施設の故障その他やむをえない事由により宿泊させることができないとき
- ⑨ 兵庫県旅館業法施行条例第4条の規定に該当するとき
- ⑩ 寝煙草、消防用設備等に対するいたずらその他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当館の客室において次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊客の氏名、住所、年齢、性別および職業
- ② 出発日および出発予定時刻
- ③ その他当館が必要とする事項

2. 宿泊客が第11条に規定する料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等の通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録のときにそれらの方法を呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、到着日の午後3時から翌日（出発日）の午前10時までとします。但し、連続して宿泊される場合においては、到着日および出発日については前段によるものとし、その他の日は、終日使用することができます。

2. 当館は、前項に規定する客室の使用時間以外についての客室の使用に応じることがあります。但し、この場合は、次に掲げる追加料金を申し受けます。

① 超過時間が3時間以内

客室料相当額の30%

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当館が定めた当館内において掲示する利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 当館の主な施設の営業時間は、次のとおりとします。

(1) フロントサービス時間

① 門 限 午後11時00分

② フロントサービス 午前7時30分～午後10時00分

(2) 飲食サービス時間

① 朝食 午前7時00分～午前9時00分(客室)

② 夕食 午後6時00分～午後9時00分(客室)

② 出発日および出発予定時刻

2. 前項に掲げた営業時間については、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。この場合は、適当な方法をもってお知らせいたします。

(料金の支払)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、【別表1】に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により宿泊客の出発の際または当館が請求したときにフロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能となった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第12条 宿泊契約の履行に当たり、または不履行により宿泊客に損害を与えたときは、当館は、その損害を賠償いたします。但し、それが当館の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館の施設は、消防機関より適マークを得ておりますが、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

(寄託物の取扱)

第13条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金および貴重品について滅失，毀損等の損害が生じたときは、不可抗力に起因する場合を除き、当館は、その損害を賠償いたします。但し、現金および貴重品については、当館がお預かりの際、その種類および価額等の明示を求めた場合であって、宿泊客がその明示をされなかったときは、当館は、金20万円を限度としてその損害を賠償いたします。

2. 宿泊客が当館内にお持ち込みになった物品または現金および貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて当館の故意または過失により滅失，毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償いたします。但し、宿泊客よりあらかじめその種類および価額等の明示のなかったものについては、当館は、金20万円を限度として損害を賠償いたします。

（宿泊客の手荷物および携帯品の保管）

第14条 宿泊客の手荷物が宿泊客の到着に先立って当館に到着した場合は、あらかじめ宿泊客よりその旨のご連絡があり、当館がこれを了承したときに限り、当館は責任をもって手荷物を保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインされる際にお渡しいたします。

2. 宿泊客がチェックアウトされた後、当館内に宿泊客の手荷物または携帯品が置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、所有者にその旨を連絡し、所有者のご指示を求めるものとします。なお、所有者よりの指示がないとき、所有者との連絡がとれないときまたは所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間は当館が保管し、その後「豊岡警察署」に届出いたします。

（駐車場の責任）

第15条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合は、当館における車両のキーの寄託の如何に関わらず、当館は、車両の管理責任を負いません。但し、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。

（宿泊客の責任）

第16条 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

【別表 1】 宿泊料金の算定方法

宿 支 泊 払 客 総 の 額	宿泊料金	基本宿泊料（客室使用料＋朝食料，夕食料）
	追加料金	追加飲食料（朝食，夕食以外の飲食料）およびその他の利用料金
	税金	① 消費税（10％） ② 入湯税金 1 5 0 円

- 備考 1. 基本宿泊料は、フロントに掲示する料金表により算出します。
2. 小学生以下の小人の料金は、次のとおりとします。
- ① 寝具，衣類および大人に準じた料理を提供する場合は、大人の宿泊料の70%を収受します。
 - ② 寝具，衣類および小人の料理を提供する場合は、大人の宿泊料の50%を収受します。
 - ③ 寝具，料理を提供しない3歳以上の幼児については、1名につき1,500円（税込1,650円）を収受します。
3. 1名1泊につき入浴料大人280円 小人140円をお申し受け致します。

【別表 2】 違約金

契約解除の通知 を受けた日 予約申込人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	4 日 前	5 日 前	
1人 ～ 14人	100%	100%	50%	30%	30%			
15人 ～ 30人	100%	100%	50%	30%	30%	20%	20%	
31人 ～ 100人	100%	100%	50%	30%	30%	20%	20%	